

3. 様式例 (法 34 条の 16 の 3) [監査法人用]

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 19 期 令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで

令和 6 年 8 月 29 日作成 (公衆縦覧の開始日)

監査法人名 藍監査法人

所在地 東京都港区虎ノ門 3 丁目 1 8 番 1 2 号

代表者 小林新太郎

一. 業務の概要

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

定款に記載した当法人の目的は次のとおりです。

- ・ 財務書類の監査又は証明の業務
- ・ 財務書類の調整業務、財務に関する調査・立案・相談の各業務

(2) 監査法人の沿革

当法人の沿革は次のとおりです。

平成 18 年 4 月 6 日設立

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当法人は公認会計士法第 1 条の 3 第 5 項に規定する無限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

金融商品取引法監査及び会社法監査を中心に、学校法人監査や労働組合監査ならびに任意監査まで幅広く監査証明業務を行っております。

また、非監査証明業務として、財務書類の調整業務、財務に関する調査・立案・相談の各業務を行っております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

財務書類の調整業務、財務に関する調査・立案・相談の各業務

(3) 監査証明業務の状況

令和 6 年 6 月 30 日現在

(会計年度末日)

	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	4 社	4 社
金商法監査	-	-

会社法監査	1	0
学校法人監査	2	0
労働組合監査	1	0
その他の法定監査	1	0
その他の任意監査	1	0
計	10	4

(4) 非監査証明業務の状況

該当事項なし

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

最優先事項として、監査が一定水準以上の品質を保持することを常に意識させるために、品質管理の重要性（方針及び手続並びにその目的）を専門要員に伝達するとともに、徹底するよう努めている。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

業務の品質の管理の方針として、独立性（職業倫理を含む）の保持のための方針の策定、監査契約の新規の締結及び更新、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施、品質管理システムの監視について、策定し、その実施に関しては、品質管理担当責任者、審査担当者、品質管理システム監視責任者、教育訓練担当責任者をそれぞれ選任している。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響をおよぼすことを排除するための措置

不服・疑義の申立てがあった場合、速やかに社員総会において、十分かつ適切な経験と権限を有し、調査の対象となった監査業務に従事していない者を選任し、その者の管理下で必要かつ十分な調査を行う。

(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査

（品質管理レビュー）を受けた年月

令和 4 年 10 月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関しては、責任を有する代表者が当該措置が適正であることを確認している。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当なし

(2) 提携を開始した年月

該当なし

(3) 提携上の提携の内容

該当なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当なし

(2) 提携を開始した年月

該当なし

(3) 業務上の提携の内容

該当なし

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

該当なし

二．社員の状況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
5 人	- 人	5 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会	業務の執行の適正を確保するための措置の決定、業務の品質の管理の方針の策定の決定等	5 人	- 人	5 人

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)主たる事務所	東京都港区虎ノ門 3-18-12	4 人	-	4 人	5 人
(従)相模原事務所	神奈川県相模原市南区相南 1-22-44	1	-	1	

四．監査法人の組織の概要

別紙添付

五．財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第 18 年度 4 年 7 月 1 ~ 5 年 6 月 30 日	第 18 年度 5 年 7 月 1 ~ 6 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	149,946	142,890
非監査証明業務	-	5,250 -
合 計	149,946	148,140

2. 直近の二会計年度の計算書類

該当なし

3. 2.に掲げる計算書類に係る監査報告書

該当なし

4. 供託金の額

(単位： 円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	
保証委託契約の契約金額	
有限責任監査法人責任保険契約のてん補限度額（1 事故 / 期間中）	

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

契約の相手方	保険の種類	契約年月日	保険金の額（てん補限度額） （1事故/期間中）

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

櫻護謨株式会社、株式会社宮入バルブ製作所、株式会社リーガルコーポレーション、
株式会社協和日成

< 組 織 図 >

